

現況実測図作成要領

目次

第1章 総則

第2章 多角測量

第3章 現況測量

第4章 図面作成

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、道路等境界確認事務取扱要綱第6条に定める現況実測図の作成について、申請者(申請者から委任を受けた土地家屋調査士等を含む。以下同じ。)が実施する測量や作成する図面の規格を統一し、精度を維持するために必要な事項を定めるものである。

(作業の種類)

第2条 現況実測図の作成に係る作業(以下「作業」という。)及びその実施する順序は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 多角測量
- (2) 現況測量
- (3) 図面作成

(担当者との協議)

第3条 申請者は、それぞれの作業についてこの要領に基づいて実施するものとし、作業内容に疑義があるとき又は本市が協議の必要があると認めるときは、本市担当者(以下「担当者」という。)と協議のうえ実施するものとする。

(関係法規の遵守)

第4条 申請者は、作業の実施にあたり、関連する諸法規を遵守し、作業の円滑な推進を図らなければならない。

(機器の検定)

第5条 申請者は、あらかじめ所定の検定を受けた機器を使用し、作業を行うものとする。

(資料の提供)

第6条 申請者は、作業の実施にあたり、本市が必要と認める範囲において、本市から資料の提供を受けることができる。この場合において、提供された資料は、当該業務にのみ使用するものとし、データの送付を受けた場合は、業務完了後に当該データを消去しなければならない。

なお、資料の貸与を受けた場合は、当該資料については、業務完了後に必ず返却しなければならない。

(観測手簿等の取扱い)

第7条 申請者が第17条第2項に基づいて本市に提出した観測手簿及び座標計算書(以下「観測手簿等」という。)は本市において適宜使用する。また、本市が必要と認めるときは、提出された観測手簿等を、前条に基づく他の申請者への貸与その他の方法により第三者に公開することができるものとする。

第2章 多角測量

(基準とする点)

第8条 多角測量を実施する際は、次に掲げる測量標及び標識等(以下「測量標等」という。)を基準とする。なお、本市が必要と認めるときは、基準とする点として使用する測量標等を指定する場合がある。

- (1) 多角点
- (2) 多角水準点
- (3) 街区基準点
- (4) 都市部官民境界基本調査による標識
- (5) 図根多角点(測量法)
- (6) 図根多角点(国土調査法)
- (7) その他の測量標(2～4級基準点)
- (8) その他、任意の多角点(近傍に前各号に掲げる測量標等が存在しない場合に限る。)

(測量標等の使用)

第9条 前条に定める測量標等を使用する際の手続等については、名古屋市緑政土木局測量標等管理要綱に従って行わなければならない。

第10条 第8条第4号から第6号までに規定する測量標等を使用する場合において、本市が必要と認めるときは、本市が貸与する多角対照図により測量標等間の距離及び測量標等間の夾角を事前に点検するものとする。

2 前項の点検は、次表に定めるところにより実施しなければならない。

測量標等間の距離	15mm以内
測量標等間の夾角	4500/S秒

※S:距離(m)、夾角をなす2辺の内、距離が長い方を採用する。

(機 器)

第11条 測量に用いる機器は、次表に定めるもの又はそれと同等以上のものでなければならない。

機 器	性 能
トータルステーション	2級トータルステーション
測距儀	2級測距儀
セオドライト	2級セオドライト
レベル	3級レベル
鋼巻尺	JIS 1級

第3章 現況測量

(定 義)

第12条 現況測量とは、本市が指定した境界標、道路中心鈺、街区交点及び現況構造物等（以下「境界点等」という。）の位置を測定し、その座標値を求めることを指す。

(機 器)

第13条 第11条に準ずる。

(観測)

第14条 申請者は、境界点等の位置を、原則、4級基準点又はそれと同等以上の点を基準として放射法により直接観測するものとする。ただし、やむを得ない場合は補助基準点を設置し、当該点を基準として観測を行うことができる。

2 前項の観測の方法及び制限は、次表に定めるとおりとする。

区分	水平角観測	鉛直角観測	距離測定
方法	0.5対回	0.5対回	1セット
較差の許容範囲	—	—	5mm

3 基準とする点から境界点等までの距離は、基準とする点から後視点までの距離より短い距離とする。

4 第1項ただし書に基づいて補助基準点を設置する場合は、国土調査法に基づく地籍測量の細部図根測量の基準に準拠して行うものとする。

第4章 図面作成

(表示事項)

第15条 現況実測図は、第2章及び第3章に基づいて実施した測量において観測した座標値を図化したものとし、次に掲げる事項を表示しなければならない。

- (1) 方位
- (2) 縮尺
- (3) 街区の形状
- (4) 地番
- (5) 基準とする点(補助基準点を含む。)
- (6) 境界点等
- (7) 座標一覧表(杭等の種類についても記載する。)
- (8) 縮尺係数

2 本市が必要と認めるときは、前項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項を表示しなければならない。なお、表示すべき事項についてはその都度担当者が指示するものとする。

- (1) 街区交点間の距離及び境界標間の距離
- (2) 街区交点を結んだ線(以下「区域線」という。)と、現況構造物や境界標の断面数値
- (3) 区域線と区域線の内角

(数値の表示単位)

第16条 現況実測図に表示する数値の単位は、次表に定めるとおりとする。

角 値	辺長値	座標値
秒位	mm位※	mm位※

※小数点以下4桁目を四捨五入した3桁の数値とする。

(成果の提出)

第17条 申請者は、次に掲げる成果を電子データで提出しなければならない。

- (1) 現況実測図
- (2) 座標データ

2 本市が必要と認めるときは、前項各号に掲げる成果に加え、次に掲げる成果を提出しなければならない。なお、提出すべき成果についてはその都度担当者が指示するものとする。

- (1) 距離及び角度の観測値を記載した多角対照図
- (2) 多角測量の観測手簿
- (3) 現況測量の座標計算書

附 則

- 1 この要領は、令和7年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現に実施されている作業は、施行日以降はこの要領の規定に基づいて実施するものとする。